

令和3年度	業 務 委 託 設 計 書			
業務委託名	第49回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び第25回最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場設置及び撤去業務委託（上野・島ヶ原）			
履行場所	伊賀市	上野・島ヶ原	地内	
業務金額				
履行期間	契約締結日から 選挙執行日以降11日		設計 令和3年7月	
	業 務 の 概 要		設計	検算
上野地域及び島ヶ原地域における衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場並びに最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場の設置及び撤去業務 (衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場) 野立 96ヶ所 フェンス取付 68ヶ所 塀・壁取付 18ヶ所 合計 182ヶ所 (最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場) 野立 10ヶ所 フェンス取付 27ヶ所 塀・壁取付 5ヶ所 合計 42ヶ所			業 種	業種コード

用途	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A	直接業務費		1	式			
B	諸経費		1	式			
	業務価格						
	消費税及び地方消費税		1	式			10.00%
	業務金額						

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
a	野立		1ヶ所	当たり			
	掲示板	6区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 1,820*910	1	枚			
	印刷費	枠、表題、番号	1	枚			
	木枠	米榿30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	6	本			
	鋼管 1m	打込み杭及び支柱控え杭 リース品	4	本			
	クランプ	リース品	12	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	撤去跡埋戻し	砂	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	a の計						

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
b	フェンス取付		1ヶ所	当たり			
	掲示板	6区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 1,820*910	1	枚			
	印刷費	枠、表題、番号	1	枚			
	木枠	米榦30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	4	本			
	クランプ	リース品	4	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘等)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	b の計						

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
a	野立		1ヶ所	当たり			
	掲示板	6区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 1,820*910	1	枚			
	木枠	米榿30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	6	本			
	鋼管 1m	打込み杭及び支柱控え杭 リース品	4	本			
	クランプ	リース品	12	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	撤去跡埋戻し	砂	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	a の計						

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
b	フェンス取付		1ヶ所	当たり			
	掲示板	6区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 1,820*910	1	枚			
	木枠	米榿30*30 取付費含む	1	組			
	鋼管 2m	支柱及び支柱控え杭 リース品	4	本			
	クランプ	リース品	4	個			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘等)、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	b の計						

用途	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
c	塀・壁取付		1ヶ所	当たり			
	掲示板	6区画 リサイクル型パルプ耐水ボード 厚3.5mm 1,820*910	1	枚			
	木枠	米柵30*30 取付費含む	1	組			
	掲示板設置費	副資材(番線、釘)、運搬を含む	1	ヶ所			
	専用金具	リース品 (2個/組)	1	組			
	掲示板撤去費	清掃、運搬を含む	1	ヶ所			
	掲示板リサイクル費		1	枚			
	c の計						

第49回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び第25回最高裁判所裁判官
国民審査氏名等掲示場設置及び撤去業務委託（上野・島ヶ原）仕様書

業務委託名 第49回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び第25回最
高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場設置及び撤去業務委託（上
野・島ヶ原）

履行場所 伊賀市 上野地域及び島ヶ原地域

履行期間 契約締結の日から選挙執行日以降 11 日
○掲示場設置開始日 契約締結後選挙管理委員会が指定する日
○掲示場撤去日 選挙執行日の翌日から 10 日以内
(公示の日の 2 日前までに設置を完了すること。)

業務の範囲 上野地域及び島ヶ原地域における第 49 回衆議院小選挙区選出議員
選挙ポスター掲示場の設置及び撤去

○野立	96ヶ所
○フェンス取付	68ヶ所
○塀・壁取付	18ヶ所

最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場の設置及び撤去
(上野支所管内 38ヶ所・島ヶ原支所管内 4ヶ所合計 42ヶ所)

○野立	10ヶ所
○フェンス取付	27ヶ所
○塀・壁取付	5ヶ所

掲示場設置後の巡視（公示日から投票日までの間） 1 回
※掲示場の設置場所は選挙管理委員会の指示する位置とする。

規格等 衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場
リサイクル型パルプ耐水ボード（白地）厚 3.5mm とする。
文字、数字、枠線の色は黒色とし、区画数は 6 とする。
1 区画の内寸は縦横 420mm 以上とする。
枠線の幅は 15mm 程度とする。

最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示場
リサイクル型パルプ耐水ボード（白地）厚 3.5mm とする。
無地のまま設置とする。

注意事項

受託者は、選挙を公正かつ適正に行わしめようとする法の趣旨を十分に理解し、義務の不履行が一切許されないものであることを認識して施工にあたること。

撤去時には、候補者の選挙ポスターが貼付けられたままの場合があるため、掲示場の回収後、ポスターが散乱することの無いよう十分注意すること。

受託者は設置場所を確認し、掲示場の設置にあたり下刈りまたは枝払いが必要である場合は、土地所有者または管理者の承諾を得た上で行うこと。

なお、選挙管理委員会が指示する位置への設置が困難である場合は協議を行うものとし、その指示に従うこと。

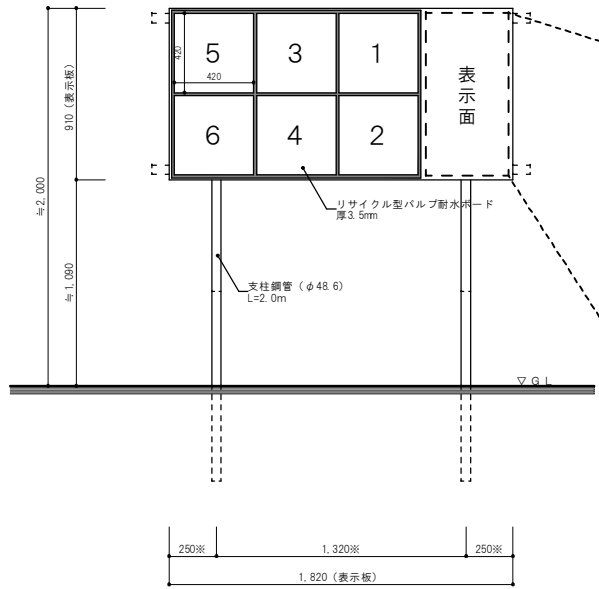
受託者は設置に関し、常に安全に配慮すること。設置及び撤去の作業中は、歩行者や車の通行の妨げとならないよう注意すること。また、設置後も安全が保たれるように設置すること。特に、設置するために使用する工具や番線等で人が怪我をしたり、物が損傷したりしないよう処理すること。（例：番線の端は折込んで、端先をビニールテープ等で保護する。釘が飛び出たままになっていない。等）

掲示場の設置及び撤去により道路その他工作物を破損させた場合は、速やかに原状復旧を行うこと。

また、掲示場の設置に用いた副資材等は放置せずに持ち帰ること。

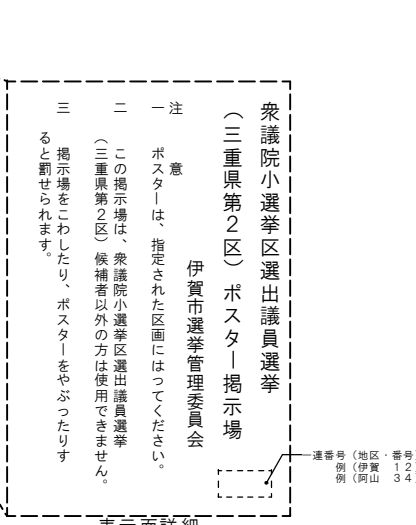
掲示場にかかる事故により第三者に損害を与えた場合には、受託者がその賠償の責を負うものとする。

その他、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議すること。



※参考値とし、設置場所条件により変更は可能とする。

正面図 S=1:2.0



表示面詳細

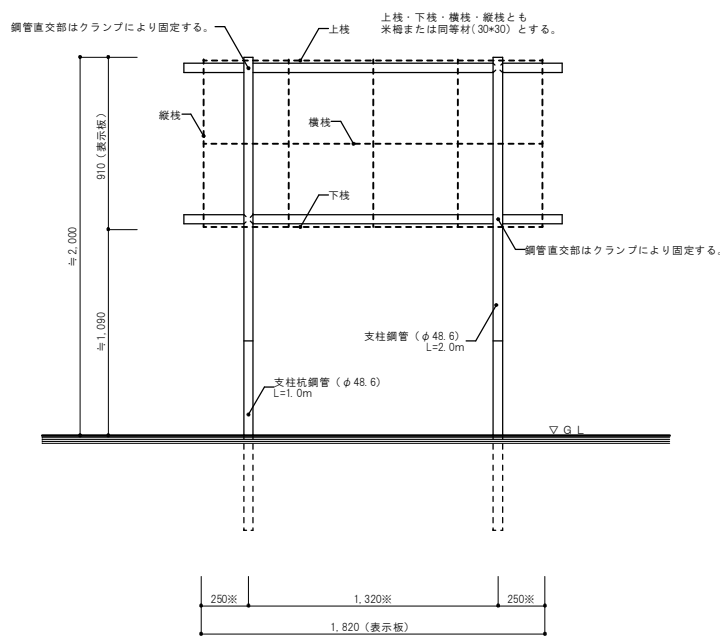
連番号 (地区・番号)
例 (伊賀 12)
(阿山 34)

特記事項

- ・設置場所及び位置については、選挙管理委員会が指示する場所及び位置とすること。
- ・道路標識または防護柵等、道路付属物への添加となる場合には、事前に選挙管理委員会へ報告し、その指示を受けること。
- ・設置後、公示日から投票日までの間に掲示場に破損等がないか見回りを行い、その報告書を提出すること。(見回りは1回とする)
- ・掲示場の設置に伴い、事前に承認願いを提出すること。
- ・フェンス、塀その他構造物に設置する場合は、支柱等を設けない。
- ・掲示板は耐水性を有するものとする。
- ・木製枠は米梅同等の木材とする。
- ・単管はクランプ止め、掲示板は番線止めとする。
- ・メーカー仕様等により、多少の寸法の変更は可能とする。
- ・工事写真は、設置前・設置後・撤去後を撮るものとする。

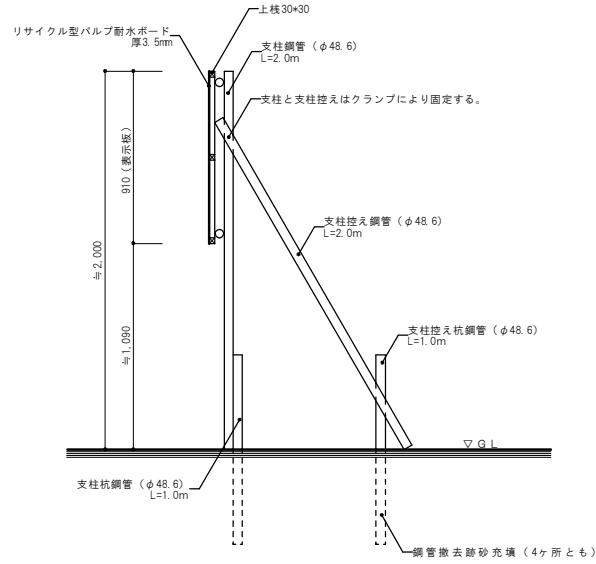
注意
ポスターは、指定された区画にはってください。
この掲示場は、衆議院小選挙区選出議員選挙(三重県第2区)候補者以外の方は使用できません。
掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

衆議院小選挙区選出議員選挙
(三重県第2区)ポスター掲示場
伊賀市選挙管理委員会



※参考値とし、設置場所条件により変更は可能とする。

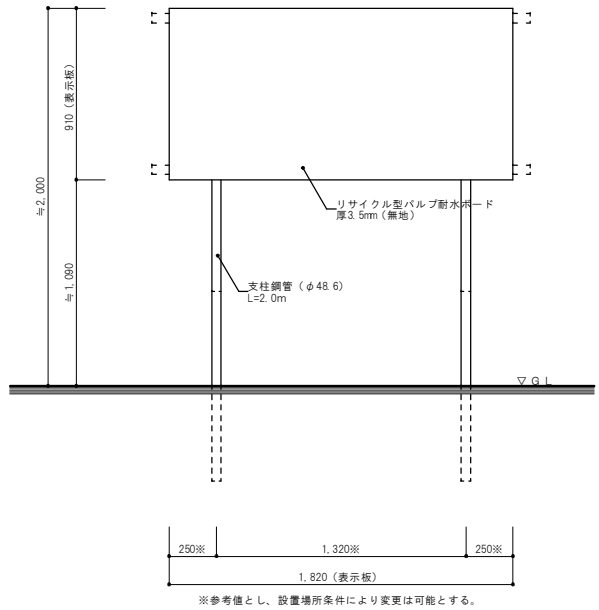
背面図 S=1:2.0



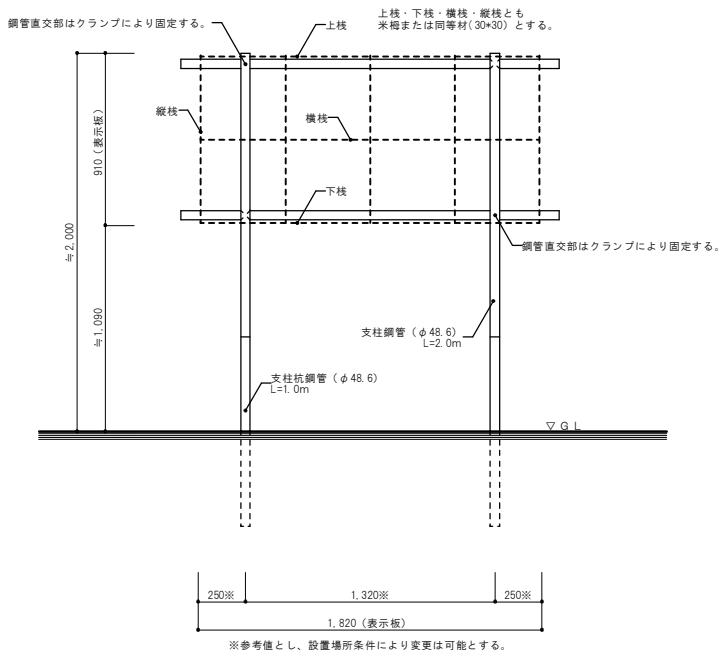
※参考値とし、設置場所条件により変更は可能とする。

側面図 S=1:2.0

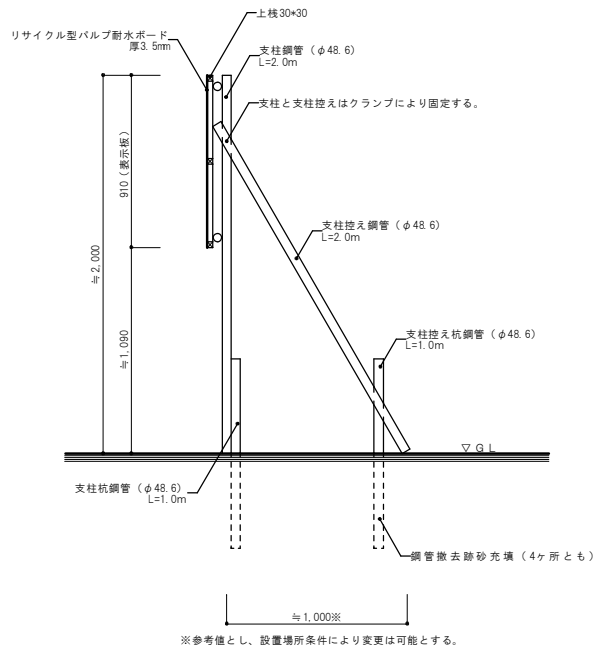
業務委託名	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び裁判官国民審査氏名等掲示場設置及び撤去業務委託(上野・島ヶ原)			No. 1
図面名称	衆議院小選挙区正面図・背面図・側面図	図面名称	1/20	
部局名	伊賀市選挙管理委員会			



正面図 S = 1 : 20



背面図 S = 1 : 20



側面図 S = 1 : 20

特記事項

- ・設置場所及び位置については、選挙管理委員会が指示する場所及び位置とすること。
- ・道路標識または防護柵等、道路付属物への添加となる場合には、事前に選挙管理委員会へ報告し、その指示を受けること。
- ・設置後、公示日から投票日までの間に掲示場に破損等がないか見回りをを行い、その報告書を提出すること。（見回りは1回とする）
- ・掲示場の設置に伴い、事前に承認願いを提出すること。
- ・フェンス、塀その他構造物に設置する場合は、支柱等を設けない。
- ・掲示板は耐水性を有するものとする。
- ・木製枠は米杵同等の木材とする。
- ・単管はクランプ止め、掲示板は番線止めとする。
- ・メーカー仕様等により、多少の寸法の変更は可能とする。
- ・工事写真は、設置前・設置後・撤去後を撮るものとする。

業務委託名	衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示場及び裁判官国民審査氏名等掲示場設置及び撤去業務委託（上野・島ヶ原）			No. 2
図面名称	裁判官国民審査 正面図・背面図・側面図	図面名称	1/20	
部局名	伊賀市選挙管理委員会			